

平成30年3月23日  
15:00～ 議会運営委員会議室

## 第7回議会改革協議会 次第

- 1 第6回議会改革協議会の協議結果について（確認）
- 2 議会活動の広報強化について
- 3 第8回協議会について
- 4 その他

## 第6回 議会改革協議会 会議要旨

開催日：平成30年1月22日（月曜日）

会場：議会運営委員会室

出席者：戸町座長、田中議員（自由民主党）  
成重議員、松岡議員（公明党）  
森議員、奥村議員（ハートフル北九州）  
荒川議員、大石議員（日本共産党）

議題：

- 1 第5回議会改革協議会の協議結果について（確認）
- 2 議会活動の効率化、議場整備について
- 3 議会活動の広報強化について
- 4 第7回協議会について
- 5 その他

---

主な意見など

### 1 第5回議会改革協議会の協議結果について（確認）

【事務局説明】

※資料1のとおり、第5回議会改革協議会の協議結果を取りまとめ、市議会ホームページに掲載したことを報告。

【座長】

・ただ今の説明について、ご確認いただけるか。（全員了承）

### 2 議会活動の効率化、議場整備について

（1）本会議場設備の充実、バリアフリーの充実

（2）PC・タブレットの利用、ペーパーレス化

【座長】

・「本会議場設備の充実、バリアフリーの充実」と「PC・タブレットの利用、ペーパーレス化」については、協議結果を昨年11月22日の代表者会議で報告した。

### 3 議会活動の広報強化について

（1）議会活動の公開

○ ケーブルテレビ・ネット中継の拡大

【座長】

・「ケーブルテレビ・ネット中継の拡大」については、各委員には、引き続き、会派での意見集約に努めていただき、意見の集約がなされた段階で、次の協議をしたいと思うがどうか。（全員了承）

## **○ 委員会議事録の公開**

### **【座長】**

- ・「委員会議事録の公開」については、協議結果を昨年11月22日の代表者会議で報告した。

## **○ 視聴環境の改善**

### **【座長】**

- ・報告書案（資料2）について、ご了承いただけるか。（全員了承）
- ・私から代表者会議に報告する。

## **（2）議会活動の公開**

## **○ 議会報告会**

### **【座長】**

- ・これまでの議論の経過や、各会派の意見を踏まえて、「議会報告会の見直し案」（資料3）を考えてみた。
- ・従来の議会報告会に代えて、議会基本条例第12条に基づく取り組みとして、「市民と語る会」（仮称）を開催してはどうかと考えている。
- ・この案をもとに議論を進めたい。

※以下、意見交換

### **【自由民主党】**

- ・今の議会報告会をどうするかということ、一緒に議論しなくてはいけないと思う。

### **【公明党】**

- ・参加対象者の団体については、絞り込みを慎重に行うべき。

### **【ハートフル北九州】**

- ・参加対象者については、特定のテーマについて競合する団体があるので、どうするかしっかり議論する必要がある。
- ・市民の傍聴は認めるのか。

### **【日本共産党】**

- ・実施時期はどうするのか。
- ・運営組織の委員は「8人」とあるが、「所属議員5人以上の会派から2人ずつ」とすべきではないか。
- ・意見発表は運営組織の委員が行うのか、それとも別の議員が行うのか。
- ・会派では、従来の議会報告会同様、市民が自由な質問・意見を行う時間を設けるべきという意見があった。
- ・議会報告会は、「市政の重要テーマについて審議が行われたとき」など必要に応じ開催するとあるが、判断が難しいのではないか。

### 【座長】

(自由民主党の意見に対して)

- ・今の議会報告会のやり方をやめて、市民と語る会に代えていきたいと考えている。

(公明党、ハートフル北九州の意見に対して)

- ・参加対象者となる団体については、基本的には、一般社団法人や公益社団法人など、準公的な団体になると思う。この案の基本となったものは、昨年市議会が青年会議所と一緒に高校生に対して行った主権者教育のシンポジウムである。

(ハートフル北九州の質問に対して)

- ・傍聴は認めるべき。

(日本共産党の質問・意見に対して)

- ・実施時期については、パートナーとなる団体の都合もあるので、運営組織でしっかり詰める必要がある。
- ・運営組織の委員の数は、「所属議員5人以上の会派から2人ずつ」に修正したい。
- ・意見発表者をどうするかは、運営組織で決めるべき。
- ・議会報告会の開催については、議会運営委員会で決めるのが適切だと思う。

### 【座長】

- ・この案の方向性については、合意できるか。

※以下、賛否の表明及び意見交換

### 【自由民主党】

- ・方向性については賛成。
- ・議会基本条例を変える必要はないのか。

### 【公明党】

- ・方向性については賛成。
- ・議会報告会後の発言の取りまとめなどは、これまで議会事務局の職員に関わってもらっていたが、今後は運営組織で行うのか。運営組織で行うとすれば、どこまで行うのか。
- ・先進的に市民とのシンポジウムを開催している会津若松市など他都市の勉強もしてみたい。資料が欲しい。

### 【ハートフル北九州】

- ・方向性については賛成。
- ・市民と語る会をネット中継やライブ配信をしてはどうか。

### 【日本共産党】

- ・議会報告会については、曲がり角に来ている。議会基本条例の趣旨に即して、市民と意見交換する取り組みが必要ということで、市民と語る会を開催することについては、賛同できる。

- ・市民と語る会を市民に近いところで行うには、ネット中継を大いにやっていく必要があると思う。忙しくて来れない人もいる。経費のこともあるが、ぜひ検討してほしい。
- ・条例上位づけられている議会報告会についても、きちんと議論、検討していかなければならないと思う。

### 【座長】

- ・現在の議会報告会の最大の問題点は、会派や個人の意見を表明できないことだと思う。参加者も段々少なくなっている。市民と語る会では、特定のテーマについて、会派や個人の意見を表明できるようにしたい。団体と共催し、団体の動員にも期待したい。
- ・議会改革協議会では大枠だけ決めて、詳細については市民と語る会の運営組織がパートナーの団体と話し合いながら決めるべき。

(自民党の質問に対して)

- ・条例を変える必要はない。

(公明党の質問・意見に対して)

- ・(発言の取りまとめなどについて) 運営組織で行うことになる。意外と大変だと思う。議会側だけでなく、パートナーの団体とも連絡を取って、しっかり考えなければならぬ。どこまで行かかなど詳細については、運営組織で話し合う必要がある。
- ・会津若松市には、私も含め、何人かの議員は視察に行っている。その時の資料が残っていれば、事務局より提示してほしい。選挙区の違いなど、政令市と一般市とでは違うというのが、私の印象である。

(ハートフル北九州、日本共産党の意見に対して)

- ・ネット中継やライブ配信については、予算の検討をする必要がある。私自身は、ぜひやるべきと考えている。

(日本共産党の意見に対して)

- ・議会報告会については、もう少し議論していきたい。市政の重要な問題とは何か、どのようなかたちで開催するのかについて整理したい。

### 【座長】

- ・従来の議会報告会に代えて市民と語る会を開催することについて、本日合意したということではどうか。(全員了承)
- ・本日出された意見を踏まえ、次回は開催スケジュールを含めた運営要領について議論したい。

## ○ 市議会だよりについて

### 【座長】

- ・「市議会だより」については、これまで会派名を掲載することについて意見の一致をみており、今後、編集委員会の設置の是非や、編集の基本的なルールについて議論していくことを確認している。
- ・私としては、会派名を掲載する場合、編集作業を事務局のみに任せることは適当でない

- ため、議員による編集委員会を新たに設ける必要があると考える。
- ・「編集委員会設置要綱（案）」（資料4）を作成したので、事務局に説明させる。

### 【事務局説明】

- ※資料4について説明。
- ※編集委員会の活動をイメージしてもらうため、「発行編集基本方針」のサンプル（資料5）を併せて提示していることを説明。
- ※発行編集基本方針については、これを定めるのは編集委員会、編集委員長であるため、原則、協議会での協議対象としないことを説明。

### 【座長】

- ・編集委員会については設置するというだけでよいか。（全員了承）
- ・編集委員会設置要綱（案）について、意見交換したい。

※以下、意見交換

### 【公明党】

- ・編集委員会の設置は来年か。編集委員を今年の年末頃に決めるということか。
- ・編集委員会の設置は、代表者会議に報告した後、議会運営委員会に諮るのか。
- ・公明党としては、質問者の発言時間がわかるよう記載してほしいと思う。

### 【ハートフル北九州】

- ・任期の2年はどう考えているのか。選挙をまたいだりするのか。
- ・編集委員会の会議は、どのくらいの頻度を想定しているか。
- ・資料5の2（2）イでは、「予算又は決算特別委員会については、一分科会につき、計6問の発言を掲載」とある。現状、どのように項目選定しているのか。

### 【日本共産党】

- ・編集委員会の設置は、代表者会議が確認したら、それで決まるのか。
- ・会派名を掲載するにあたり、これまでの議論をもう一度おさらいしたい。

### 【座長】

（公明党からの質問に対して）

- ・（設置時期等について）そのように考えている。

（ハートフル北九州からの質問に対して）

- ・編集委員の任期については、常任委員会と合わせてはどうかと考えている。

### 【事務局】

（公明党からの質問・意見に対して）

- ・（設置について）編集委員会は、今のところ、公式の「協議の場」ではなく、非公式の位置づけを想定。その場合、議会運営委員会に諮る必要はないと思う。
- ・質問者の発言時間の記載について、発行編集基本方針のサンプルには記載している。発

行編集基本方針は編集委員会で具体化していくことになるが、質問者の発言時間の記載などについて当協議会です承するという流れを踏んでいけば、合意事項とすることもできるのではないかと。

(ハートフル北九州からの質問に対して)

- ・(会議の頻度について) 定例会ごとに年4回発行しているので、その都度最低1回は集まる必要がある。1回の発行につき、最初にスケジュールの確認、最後に校正の確認で、年8回程度を想定しているが、編集委員会でこの会議の頻度についても協議することになると思う。
- ・(予算又は決算特別委員会での項目選定について) 現在は、会派の議員数を考慮し、自由民主党から2問、公明党、ハートフル北九州、日本共産党から1問又は2問を事務局で選定し掲載している。

(共産党からの質問に対して)

- ・(設置について) 編集委員会を公式の「協議の場」として、地方自治法第100条を受けて会議規則で規定すれば議会活動に位置づけられるが、多くの都市では編集委員会を議会活動に位置付けてはいない。非公式であれば、代表者会議で設置を決定すれば、位置づけられると思う。
- ・会派名を掲載することがきまったが、そのときの前提については特に議論されていないので、現在のレイアウトのとおり、発言者1人につき、発言時間が15分でも、60分でも、1問を掲載することが前提になっていると思う。

#### **【座長】**

- ・ただいま意見交換を踏まえ、次回までに編集委員会設置要綱(案)の修正案を示すので、各会派での意見集約をお願いしたい。

## **5 第7回協議会について**

#### **【座長】**

- ・第7回協議会の開催日程は、事務局に調整させ、決まり次第連絡する。

## (仮称) 市民と語る会について

### 1. 運営会議のメンバーと役割について

#### 【座長案】

(仮称) 市民と語る会運営会議のメンバーは、所属議員が5人以上の会派につき各2人を選出する。

運営会議は、(仮称) 市民と語る会の企画及び運営を行う。(開催日程、テーマ、開催会場、参加対象者、広報等全ての事項について運営会議で決定する。)

### 2. (仮称) 市民と語る会の運営形態等について

#### 【座長案】

(1) (仮称) 市民と語る会は、以下の2部構成で年に1回開催する。

- ◆第1部 パネルディスカッション (討論会)
- ◆第2部 市民との意見交換

(2) パネルディスカッションのテーマについては、運営会議で協議の上、決定する。

(3) パネルディスカッションでは、コーディネーターが全体の進行やまとめを行い、パネリストはそれぞれの立場の意見を代表して発表する。

- ◆コーディネーター・・・有識者 (専門家や大学教授等)
- ◆パネリスト・・・議員、関連団体の代表者

(4) 市民と語る会のパートナーは、テーマに関連する団体で、公益に寄与する団体等 (公益社団法人、NPO法人など) から選出する。

その役割は、民間コーディネーター、パネリストの候補者の推薦を行うものとする。

## 今後の議会報告会のあり方について

### 議会報告会を開催する要件

市政の重要なテーマについて、議会で審議が行われたときなどに、必要に応じて開催する。

- ◆ 論点1 誰が議会報告会の開催を発議し、誰がその必要性を認定するのか。

#### 【座長案】

議長が議会報告会の開催を発議し、開催する旨を代表者会議で報告する。

- ◆ 論点2 議会報告会の開催内容はどのようなのか。

- ◆ 論点3 議会報告会は、誰が運営し開催するのか。

#### 【座長案】

議長が議会報告会運営会議を設置し、開催内容は運営会議で協議の上、決定し、開催する。

## 北九州市議会だより編集委員会の設置について（案）

### 1 設置の目的

北九州市議会だよりの編集及び発行に関して協議又は調整を行うため、北九州市議会だより編集委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### 2 組織

委員会は、所属議員が5人以上の会派から1人ずつ選出した委員をもって組織し、委員の互選による委員長及び副委員長1人を置く。

### 3 委員の任期

委員の任期は2年とする。ただし、後任の委員が選任されるまでは引き続き在任する。

### 4 会議の招集

委員長は必要と認めるときに会議を招集し会議を主宰する。なお、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、副委員長がその職務を行う。

### 5 その他

委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。